

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県公営企業管理者 石井 孝一

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

(企業庁会計規程の一部改正)

第1条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 支払(第52条—第61条)」を「第3節 支払(第52条—第56条)に、「預り金」を「現金、預り金」に、「第62条」を「第61条の2」に、「第99条」を「第98条の2」に、「第128条」を「第128条の4」に改める。

第1条中「、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「企業法施行規則」という。)第2条第1項の規定に基づき」を削る。

第2条の見出し中「意義」を「定義等」に改め、同条第1項各号を次のように改める。

- (1) 本庁 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)第3条に規定する本庁をいう。
- (2) 事務所 企業庁組織規程第7条に規定する地方機関(水質管理センターを除く。)をいう。
- (3) 総務課長 本庁の総務課長をいう。
- (4) 事業課長 水道課、立地推進課、分譲推進課又は地域整備課の課長をいう。
- (5) 所長 企業庁組織規程第19条第1項に規定する地方機関の長(水質管理センター所長を除く。)をいう。
- (6) 業務担当者 公営企業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する業務について専決することができる者及び所長をいう。
- (7) 契約担当者 管理者又は第5条第2号から第4号まで及び第6条の規定により契約を締結する権限を委任された者をいう。
- (8) 公金機関 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関をいう。
- (9) 金銭 現金及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。)第21条の3第1項に規定する証券をいう。
- (10) 物品 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第239条に規定する物品(占有動産を除く。)をいう。
- (11) 公有財産 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号。以下「公有財産取扱規程」という。)第3条に規定する公有財産をいう。

第2条に次の2項を加える。

2 公営企業の会計事務に関しては、次の各号に規定するところによるほか、この規程の定めるところによる。

- (1) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。)
- (2) 企業法施行令
- (3) 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「企業法施行規則」という。)

(4) 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号。以下「指針」という。）

(5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、地方公営企業の会計処理に関する関係法令等

(6) 企業法第10条の規定による他の企業管理規程

3 前項の規定によるほか、会計処理に疑義が生じたときは、一般に公正妥当と認められる方法により適切に処理するものとする。

第4条の見出しを「(企業出納員等)」に改め、同条第1項中「おいて各会計の経理単位」を「会計」に改め、同条第2項中「本庁及び事務所に」を削り、「もの」を「者」に改める。

第5条中「次に掲げる権限を所長に」を「所長に対して、当該事務所で所掌する事務に係る次に掲げる事務を」に改め、同条第2号中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第3号ウ中「並びに本庁業務担当者の決裁の範囲内での取得及び処分」を削り、同条第4号中「前2号に掲げるもののほか、」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 支出決定及び支出命令をすること。

第7条の次に次の1条を加える。

(企業出納員等の善管注意義務)

第7条の2 企業出納員等は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

第8条第2項中「(水道課長、立地推進課長、公園都市整備課長又は臨海整備課長をいう。以下同じ。)」を削る。

第9条の見出し中「出納取扱金融機関等」を「公金機関」に改め、同条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）」を「企業法」に、「金融機関」を「公金機関」に改める。

第11条中「帳票」を「公営企業の取引の記録、計算、整理を行うために備える帳票（会計伝票及び帳簿をいう。以下同じ。）」に、「次」を「別表第8の2」に改め、同条の表を削る。

第12条第2項中「1取引ごとに」の右に「1項を記載し、1項又は関連する複数項をまとめてひとつの伝票として」を加え、「収納又は支払を伴う取引で、その金額が少額であり、かつ、取引後速やかに収納又は支払いがなされる予定のものについては、振替取引を省略し、また」を削り、「を発行する」を「に記載する」に改め、同条第4項中「この場合」の右に「において」を加え、「別表第1に掲げる職にある者」を「本庁の企業出納員」に改める。

第14条中「証拠書類は」の右に「、公営企業別かつ経理単位別に」を加える。

第18条第1項中「事業課長」を「総務課長及び事業課長」に改め、同条第3項中「を作成する」を「及び予算に関する説明書並びに参考資料を知事に送付するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュフロー計算書の作成は、間接法による」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

(予算の実施)

第20条 予算は、予算実施計画に定める款、項及び目の区分に勘定科目表を参考にして定める節及び細節の区分を加えた区分並びに貯蔵品購入費の区分に従って実施するものとする。

2 事業課長は、予算が成立したときは、企業庁長の定めるところにより、所長の意見を徴して、財源、実施時期、必要性等を勘案の上、執行計画樹立(変更)依頼書(様式第18号)により予算の執行計画をたて、企業庁長に提出しなければならない。

3 企業庁長は、前項の経費を含めた支出及び収入について、速やかに執行計画樹立(変更)決定書(様式第18号の2)により予算の執行計画を決定しなければならない。

4 企業庁長は、前項の決定をしたときは、総務課長、事業課長及び所長に通知しなければならない。

5 総務課長、事業課長及び所長は、前項の通知を受けたときは、所管の企業出納員等に通知しなければならない。

6 予算の流用は、予算の執行計画の変更及び当該変更に係る予算の令達により行うものとする。

7 前項の場合において、予算の執行計画の目の変更にあつては企業庁長が、節及び細節(細々節を含む。)の変更にあつては総務課長が、第1項から第5項までの手続の例により決定するものとする。

(予算の令達)

第21条 事業課長は、予算の令達を受けようとするときは、予算令達依頼書(様式第19号)を企業庁長に提出するものとする。

- 2 企業庁長は、前項の規定による依頼を受けたときは、予算の執行計画に基づき、予算内訳書（様式第19号の2）及び予算令達依頼書の写しを添えて予算の令達を行うものとする。
- 3 企業庁長は、前項に規定するもののほか引当金を使用して行う支出については、引当金使用額通知書及び引当金内訳書により引当金使用可能額の通知を行うものとする。
- 4 総務課長及び所長は、第2項の予算の令達又は前項の通知を受けたときは、直ちに所管の企業出納員に通知しなければならない。

第22条第1項中「企業庁長は、」の右に「総務課長、事業課長及び」を加え、「令達予算に関する支払計画」を「支払計画書」に改め、同条第2項中「応じて、」の右に「総務課長、事業課長及び」を加え、「各事務所ごとの」を削る。

第23条第2項中「手続き完了後」を「手続完了後」に、「執行計画をたてる」を「予算の執行計画の変更及び当該予算の令達を行う」に改める。

第24条第1項中「、年度内に完了が困難となった契約が発生し」を削り、同条第2項中「事業課長」を「総務課長及び事業課長」に、「、及び」を「及び」に改める。

第26条第2項中「別表第1に掲げる職にある者」を「本庁の企業出納員」に改める。

第27条第1項第2号中「当該年度の4月1日における通知預金に相当する利率」を「別に定める利率」に改める。

第29条第1項中「収入の調定」を「業務担当者は、収入の調定をしようとするとき」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「収入の更正」を「調定の変更」に改め、同条第3項中「更正した」を「変更した」に改め、「ときは、」の右に「所管の」を加える。

第30条中「業務担当者」を「管理者又は所長」に改め、同条第1項中「更正した」を「変更した」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（納付書の発行）

第30条の2 業務担当者は、次の各号に掲げる場合においては、収入を納付させるため、納入義務者に納付書（様式第23号）を交付しなければならない。

- (1) 第29条第3項の規定により、調定に係る金額を減額した場合において、収入が納付されていないとき。
 - (2) 前条第1項の規定により納入の通知を行った後、納入義務者にその申出に基づいて収入の分割納付を認めたとき。
 - (3) 口頭、掲示その他の方法により納入を通知した場合及び口座振替の方法により収入を納付させるため、納入通知書兼口座振替通知書により納入を通知した場合において、収入が納付されないとき。
 - (4) 第35条の規定により、納付された証券について支払拒絶があった旨の通知を受けたとき。
 - (5) 納付された収入の金額を法令の規定による充当の順位に充当したため、当該収入金が不足することとなったとき。
 - (6) 納入義務者から納入通知書を亡失した旨の届出があった場合において、公金機関に納付させようとするとき。
 - (7) 既に納入の通知をした収入で、公営企業の債務と相殺した場合において、その差額を納付させるとき。
- 2 業務担当者は、その性質上通知を必要としない収入を公金機関に受け入れしようとするときは、納付書を作成し、これを当該公金機関に交付してその整理を行うものとする。

第31条中「出納取扱金融機関等」を「公金機関」に改める。

第32条中「業務担当者」を「管理者又は所長」に改め、「認めたときは、」の右に「所管の」を加える。

第33条第1項中「自ら収入の納付を受けたときは」を「口頭、掲示その他の方法により納入の通知を行った収入については、直接収納することができる。この場合において」に改め、同条第3項中「出納取扱金融機関等」を「公金機関」に改め、「、口座振替の方法により収入の納付を受けたときを除き」を削り、同条第6項中「企業出納員は、出納取扱金融機関等」を「本庁の企業出納員は、公金機関」に改める。

第34条中「業務担当者は、金銭を収納したときは、これを証する書類に基づいて」を「本庁の企業出納員は、公金機関から収納済通知書等の送付を受けたときは、」に改める。

第35条第1項中「出納取扱金融機関等」を「公金機関」に、「業務担当者」を「当該業務担当者」に改める。

第36条中「業務担当者」を「管理者又は所長」に改める。

第37条中「業務担当者」を「管理者」に改め、「会計伝票により」を削り、同条第4号中「法」を「自治法」に改め、同条第5号中「政令」を「自治令」に改め、同条に次の1項を加える。

2 業務担当者は、前項の決定があったときは会計伝票を発行しなければならない。

第38条第1項中「業務担当者」の右に「又は本庁の企業出納員」を加える。

第39条中「配当予算額」を「予算令達額」に改める。

第41条中「予算額又は」及び「、また公有財産に係るものについては、公有財産取扱規程に基づく決裁の範囲を超えて」を削る。

第43条第1項第3号中「400万円」を「1,000万円」に改める。

第44条の見出しを「(支出の決定及び命令)」に改め、同条第1項中「決定し、」の右に「これにより」を加え、「支出命令する」を「支出命令をする」に改め、同項第2号中「で支払金額が1件10万円未満のもの」を削り、同項第3号中「含む。」の右に「、出資金」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) その他管理者がその性質上やむを得ないと認めるもの

第44条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第45条第1項中「業務担当者は」の右に「、自治令第161条第1項第1号から第14号までに掲げる経費及び同条第2項に規定する資金のほか」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 日々雇い入れられる者に対する賃金の支払に必要とする経費

(2) 講師又は参考人等に対する旅費

(3) 被害者に対して支払う賠償金その他これに類する経費

(4) 旅費、研修費及びこれらに類する経費で、性質上、現金支払を必要とするもの

(5) 契約の締結に際して支払う手付金

(6) 交際費

(7) 供託金

(8) 土地又は建物を収用し、又は使用することにより支払う損失補償金

(9) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第11条第1項に規定する保険料及び同条第2項に規定する共済掛金

(10) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）及び同法附則第2条第1項に規定する給付（以下「特例給付」という。）

(11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条に規定する障害児福祉手当及び同法第26条の2に規定する特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当

(12) 講習会、展示会その他の会合又は催物の開催場所において支払を必要とする経費

(13) 法令で定められた書面その他請求に関する書面を添えて支払う必要がある経費

(14) 常用的な又は軽微な経費で現金支払を必要とするもの

第45条第2項中「前項第4号及び第5号」を「自治令第161条第1項第4号及び前項第10号」に改める。

第46条中「前渡する」を「前条第1項の規定により前渡する」に改め、同条第1号中「所要予定額」を「所要予定金額以内」に改め、同条第2号中「係るもの」の右に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「(遠隔の地若しくは交通不便の地域において支払をする経費又は支払場所の一定しない経費に係る資金で事務上必要のあるものは、毎3箇月) 所要予定金額」を「所要予定金額以内」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 常時の支払に係るもののうち、遠隔の地若しくは交通不便の地域において支払をする経費又は支払場所の一定しない経費で事務上必要のあるものは、毎3箇月の所要予定金額以内

第47条中「次に掲げる経費」を「自治令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、損害賠償金」に改め、同条各号を削る。

第52条第1項中「企業出納員は、」の右に「会計伝票により」を加え、「確認した上、支払をしなければ」を「確認しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項第3号中「予算配当額若しくは」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 企業出納員は、前項の規定により確認をしたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

第53条を次のように改める。

(支払命令)

第53条 管理者は、前条第2項の規定による通知があったときは、資金状況を勘案し、会計伝票により本庁の企業出納員に支払の命令をするものとする。

第55条第2項中「出納取扱金融機関」を「公金機関」に改める。

第57条の前に次の節名を付する。

第4節 小切手

第57条中「企業出納員」を「本庁の企業出納員」に改め、同条の次に次の10条を加える。

(使用小切手帳の数)

第57条の2 本庁の企業出納員の使用する小切手帳は、公営企業ごとに常時1冊とする。

(小切手の振出し)

第57条の3 本庁の企業出納員は、第52条に規定する支出命令の確認を行った支出以外について、小切手を振り出してはならない。

(小切手の記載)

第57条の4 小切手の券面金額は、所定の金額記載欄に、チェックライターを用いてアラビア数字により表示し、その頭部に円符号を、その末尾に終止符号を付さなければならない。

(小切手振出番号)

第57条の5 本庁の企業出納員は、新たに小切手帳を使用するときは、1会計年度間を通ずる連続番号を付さなければならない。

2 書損等により廃棄した小切手に付した番号は、欠番とし、他に使用してはならない。

(小切手振出原符及び小切手振出済通知書の記載等)

第57条の6 前2条の規定は、小切手振出原符及び小切手振出済通知書について準用する。

(振出年月日の記載及び押印の時期)

第57条の7 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取権者に交付するときにしなければならない。

(小切手の交付)

第57条の8 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受取権者であることを確認して交付しなければならない。

2 小切手は、受取人に交付するときでなければ、小切手帳から切り離してはならない。

(小切手振出済の通知)

第57条の9 本庁の企業出納員は、小切手を振り出したときは、速やかに総括店に小切手振出済通知書を交付しなければならない。

2 本庁の企業出納員は、前項の規定により総括店に小切手振出済通知書を交付したときは、その授受を明らかにしておかななければならない。

(記載事項の訂正)

第57条の10 小切手の券面金額は、訂正してはならない。

2 本庁の企業出納員は、券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上部に正書し、かつ、訂正箇所の上方余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して公印を押印しなければならない。

3 前2項の規定は、小切手振出原符及び小切手振出済通知書について準用する。

(書損小切手)

第57条の11 本庁の企業出納員は、書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書した上、「廃棄」と記載し、小切手帳にそのまま残しておかななければならない。

第58条第1項及び第59条中「企業出納員」を「本庁の企業出納員」に改める。

第60条第2項中「除権判決」を「除権決定」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(小切手帳の受領及び返還)

第60条の2 本庁の企業出納員は、小切手帳を必要とするときは、取引店に請求し、受領書と引替えに小切手帳の交付を受けなければならない。

2 本庁の企業出納員は、使用中の小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用の小切手用紙(廃棄分を除く。)を速やかに取引店に返還してその受領書を徴し、当該小切手帳から振り出した小切手振出原符とともに保存しなければならない。

第61条中「企業出納員」を「本庁の企業出納員」に、「出納取扱金融機関」を「公金機関」に改める。

第8章中第62条の前に次の2条を加える。

(金銭の保管)

第61条の2 企業出納員は、金銭を金融機関への預金その他の方法により保管するものとする。

2 企業出納員又は資金前受者は、即時払込み又は支払をする金額を除き、その保管現金を金融機関に預金

しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、確実な方法で手元に保管し、又は金融機関に保護預けをすることができる。

(金銭の払込み)

第61条の3 企業出納員は、第33条の規定により直接収納した金銭を即日又は翌日（その日が公金機関の休業日に当たるときは、その日の直後の公金機関の営業日）中に現金払込書（様式第23号）により公金機関に払い込まなければならない。

第94条第1項中「業務担当者」を「契約担当者」に改める。

第10章第2節中第99条の前に次の1条を加える。

(購入及び製作)

第98条の2 業務担当者は、たな卸資産を購入又は製作により取得しようとするときは、令達を受けたたな卸資産購入費の範囲内において、支出負担行為書により決定しなければならない。

2 前項の規定によるたな卸資産の購入又は製作に係る支払の手続は、第7章に規定する支出の手続による。

第101条第1項中「出庫伝票」の右に「及び会計伝票」を加える。

第108条に次の1項を加える。

4 業務担当者は、前項の規定により、所属替を行った場合は、会計伝票により企業出納員に通知するものとする。

第112条中「(地域整備事業の用に供する固定資産である事業設備を含む。以下本章において同じ。)」を削る。

第119条第1項を次のように改める。

固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。ただし、売却又は除却をした年度の減価償却は行わない。

第119条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第120条を次のように改める。

(減価償却の特例)

第120条 次の各号の規定により減価償却を行うときの減価償却額は、管理者が別に定める。

- (1) 企業法施行規則第14条第3項
- (2) 企業法施行規則第15条第2項から第5項まで
- (3) 企業法施行規則第16条第2項から第4項まで

第123条を次のように改める。

第123条 削除

第124条の見出し中「、建設仮勘定等」を削り、同条第2項を削る。

第126条を次のように改める。

(計理状況の報告)

第126条 本庁の企業出納員は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受け、知事に提出しなければならない。

第128条各号を次のように改める。

- (1) 実地たな卸の結果に基づくたな卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 長期前受金の収益化
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等経過勘定に関する整理
- (7) 仮勘定の整理
- (8) 販売用土地勘定の整理
- (9) 積立金を使用した際の未処分利益剰余金への振替
- (10) その他必要と認められる事項

第12章中第128条の次に次の3条を加える。

(退職給付引当金の計上方法)

第128条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に職員の退職手当に関する条例（昭和

37年兵庫県条例第50号)により支給する管理者への退職手当及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号。以下「一般職給与条例」という。)第15条により支給する退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(帳票の締切り)

第128条の3 総務課長は、第128条の規定により決算整理を行った後、各帳票の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第128条の4 総務課長は、毎事業年度5月20日までに、企業法第30条に規定する書類(以下「決算報告書等」という。)を作成し、証拠書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュフロー計算書の作成は、予定キャッシュフロー計算書と同じ方法によるものとする。

2 管理者は、毎事業年度5月末日までに決算報告書等を知事に提出するものとする。

第130条中「準用する法」を「準用する自治法」に改める。

第131条第2項中「法」を「自治法」に改める。

第141条の見出し中「出納取扱金融機関等」を「公金機関等」に改める。

第142条第1項中「第123条のほか」を削る。

第143条を次のように改める。

(報告セグメントの区分)

第143条 企業法施行規則第40条第2項の規定により、地域整備事業会計における報告セグメントの区分は次のとおりとする。

- (1) 阪神地域
- (2) 播磨地域
- (3) 淡路地域
- (4) 調整額

第143条の次に次の1条を加える。

(開示すべきセグメント情報)

第143条の2 開示すべきセグメント情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 報告セグメントの概要
 - ア 報告セグメントの決定方法
 - イ 各報告セグメントに属する事業の内容
- (2) 報告セグメントの内容
 - ア 営業収益
 - イ 営業費用
 - ウ 営業損益金額
 - エ 経常損益金額
 - オ 資産
 - カ 負債
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、管理者が必要に応じて別に定める項目

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第10条関係)

兵庫県水道用水供給事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
水道用水供給事業収益	営業収益	水道用水供給収益		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた収益 給水料金を処理する勘定科目

	<p>営業外収益</p>	<p>受託工事収益 その他営業収益</p>	<p>水質検査料 施設使用料 たな卸資産売却収益 その他営業収益</p>	<p>宿舍を含む施設及び土地の使用料 たな卸資産を売却した場合における売却代金 通常発生する上記以外の収益</p>
	<p>営業外収益</p>	<p>受託調査収益 受取配当金 受取利息</p>	<p>有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑受取利息</p>	<p>金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益</p> <p>有価証券による資金運用益を含む。</p>
	<p>特別利益</p>	<p>他会計補助金 長期前受金戻入 雑収益</p>	<p>一般会計補助金 不用品売却収益 消費税及び地方消費税 その他雑収益</p>	<p>収益的支出を負担することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの</p> <p>企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金</p> <p>上記以外の収益</p>
	<p>特別利益</p>	<p>固定資産売却益 過年度損益修正益</p>		<p>当年度の経常的収益から除外すべき利益</p>

	その他特別利益		上記以外の特別利益
--	---------	--	-----------

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
水道用水供給事業費用	営業費用	原水費		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用 水源かん養並びに貯水、取水又は導水に係る施設（設備、装置及び用地を含む。本表において以下同じ。）及びこれらに附属する施設の維持又は作業に要した費用のうち、次の各節に該当するもの
			給料	((行政職給)) ((その他給料))
			手当	((扶養手当)) ((地域手当)) ((住居手当)) ((初任給調整手当)) ((通勤手当)) ((単身赴任手当)) ((管理職手当)) ((特殊勤務手当)) ((寒冷地手当)) ((超過勤務手当)) ((夜勤手当)) ((宿日直手当)) ((管理職員特別勤務手当)) ((期末手当)) ((勤勉手当))
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	
			賃金	臨時職員に係る賃金
			法定福利費	((職員共済組合交付金)) ((職員公務災害補償負担金)) ((保険料))
			児童手当	
			試験調査費	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			動力費	
			補償費	
			委託料	
			交付金	

		負担金及び分 担金	
		雑費	
	浄水費		原水の濾過滅菌に係る施設の維持 及び作業に要した費用のうち、次 の各節に該当する費用
		給料	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		手当	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		賞与引当金繰 入額	賞与引当金として計上するための 繰入額
		報酬	
		賃金	臨時職員に係る賃金
		法定福利費	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		児童手当	
		試験調査費	
		修繕費	
		修繕引当金繰 入額	
		動力費	
		補償費	
		委託料	
		交付金	
		負担金及び分 担金	
		薬品費	原水の沈でん及び浄水の滅菌に要 する薬品購入費
		雑費	
	送水費		配水池、送水管その他浄水の送水 に係る施設及び送水装置に附属す る量水器その他の施設の維持及び 作業に要した費用のうち、次の各 節に該当する費用
		給料	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		手当	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		賞与引当金繰 入額	賞与引当金として計上するための 繰入額
		報酬	
		賃金	臨時職員に係る賃金のみ

		法定福利費	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		児童手当	
		試験調査費	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		動力費	
		補償費	
		委託料	
		交付金	
		負担金及び分担金	
		雑費	
	受託工事費		
	総係費		料金の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、各施設の直接運営費で処理するには軽微又は区分し難い費用並びに事業活動の全般に関連する費用
		給料	((特別職給)) ((行政職給)) ((その他給料))
		手当	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		退職給付費	
		報酬	
		賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))
		報償費	
		法定福利費	細節は、「(目) 原水費」と同じ。
		児童手当	
		旅費	
		被服費	
		準備品費	
		消耗品費	
		燃料費	

		光熱水費	
		通信運搬費	
		試験調査費	
		使用料及び賃借料	
		修繕費	宿舎、本庁舎、自動車及び事務用品、準備品並びにこれらに類する事務的な物品の機能回復及び修繕に要した費用（消耗品費で整理する以外の部品購入費を含む。）
		修繕引当金繰入額	
		補償費	
		損害保険料	
		委託料	
		公課費	
		交付金	
		研修費	
		会議費	
		広告料	
		手数料	
		雑費	
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
	減価償却費		
		有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	資産減耗損		
		固定資産除却損	
		たな卸資産減耗損	
	固定資産撤去費		
	その他営業費用		通常発生する上記以外の費用

	営業外費用		雑支出	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		受託調査費		
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息	
		雑支出	不用品売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出	
	特別損失			当年度の経常費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		
		固定資産除却損		
		固定資産撤去費		
		減損損失		
		過年度損益修正損		
		その他特別損失		上記以外の特別損失

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産	有形固定資産	土地		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

		建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品 リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定	取水施設費 送分水施設費 導水施設費 浄水施設費 受電分担金 雑工事費 用地費及び補償費 分担金 調査費 送水施設費 貯水施設費 工事雑費 事務雑費	修繕費は、「(目) 総係費 (節) 修繕費」の説明による。 賃金の細々節は、「(目) 総係費 (節) 賃金」の細節と同じ。 ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((負担金及び分担金)) 修繕費は、「(目) 総係費 (節) 修繕費」の説明による。 給料、手当等及び法定福利費の細々節は、「(目) 原水費」の当該各節と、又賃金は、「(目) 総係費
--	--	---	--	---

				(節)賃金」の細節と同じ。 ((給料)) ((手当等)) ((退職給与金)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((備品費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((手数料)) ((雑費))
			建設利息	
		施設改良仮勘定		
		購入仮勘定		
			土地	
			建物	
			構築物	
			機械及び装置	
			車両運搬具	
			工具器具及び備品	
			無形固定資産	
		処分仮勘定		節は、「(目)購入仮勘定」のそれに貯蔵品を加える。
	無形固定資産			
	投資その他の資産	無形固定資産		
		投資有価証券		
		出資金		
		長期貸付金		
		長期未収金		
		その他投資		
流動資産				
	現金預金			
		現金		

	未収金	預金 営業未収金 営業外未収金 未収消費税及び地方消費税還付金 その他未収金 貸倒引当金		「(項) 営業収益」に関する未収金 「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金 上記以外の未収金 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券	有価証券 保管有価証券		
	貯蔵品	原材料 備消耗品 その他貯蔵品		
	短期貸付金	他会計貸付金		
	前払費用	前払費用		
	前払金	前払消費税及び地方消費税 前払金		
	未収収益	未収収益		
	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
-----	-----	-----	-----	----

資本金			この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	資本金		
		固有資本金	
		繰入資本金	
		組入資本金	
剰余金			
	資本剰余金		
		再評価積立金	
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		その他資本剰余金	
	利益剰余金		
		減債積立金	
		他会計借入金	
		償還積立金	
		建設改良積立金	
		当年度未処分利益剰余金	
		(当年度未処理欠損金)	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金年度末残高	
		(繰越欠損金年度末残高)	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
		当年度純利益	
		(当年度純損失)	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）
評価差額等	評価差額等		
		有価証券評価差額	
負債勘定			

流動負債		ダム割賦負担金	独立行政法人水資源機構に負担すべきダム割賦（年賦）負担金の未経過分
		未払金	
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他企業債	
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための借入金	
		その他借入金	
	一時借入金		
		一時借入金	
	リース債務		
		リース債務	
	未払金		
		営業未払金	「(款) 水道用水供給事業費用」に関する未払金
	未払消費税及び地方消費税		
	その他未払金	上記以外の未払金	
未払費用			
	未払費用		
前受金			
	前受金		
引当金			
	賞与引当金		
	修繕引当金		
その他流動負債			
	預り金		
		預り保証金	

繰延収益	長期前受金	預り有価証券 仮受消費税及 び地方消費税 その他流動負 債	預り諸税 その他預り金	上記以外の流動負債 償却資産の取得又は改良に充てる ための補助金、負担金その他これ らに類するものの交付を受けた場 合におけるその交付を受けた金額 に相当する額
		国庫補助金 工事負担金 受贈財産 寄付金 その他長期前 受金 収益化累計額 建設仮勘定長 期前受金		

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票と なる取引について整理する勘定科 目

別表第3 (第10条関係)

兵庫県工業用水道事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
工業用水道事 業収益	営業収益			この表に定めるもののほか、別表 第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる収益

	揖保川第1工業用水収益 揖保川第2工業用水収益 市川工業用水収益 加古川工業用水収益 受託工事収益 その他営業収益	給水料金 給水料金 給水料金 給水料金	
営業外収益	受託調査収益 受取配当金 受取利息 長期前受金戻入 雑収益	施設使用料 たな卸資産売却収益 その他営業収益 有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑受取利息 不用品売却収益	宿舍を含む施設及び土地の使用料 たな卸資産を売却した場合における売却代金 通常発生する上記以外の収益 金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益 有価証券による資金運用益を含む。 企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金

	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	消費税及び地方消費税 その他雑収益	上記以外の収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益 上記以外の特別利益
--	------	--------------------------------	----------------------	--

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
工業用水道事業費用	営業費用	揖保川第1工業用水道費	給料 手当 賞与引当金繰入額 報酬 賃金 報償費 法定福利費 児童手当 旅費	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用 揖保川第1工業用水道の維持、運営及び作業に要した費用のうち、次の各節に該当する費用 ((行政職給)) ((その他給料)) ((扶養手当)) ((地域手当)) ((住居手当)) ((初任給調整手当)) ((通勤手当)) ((単身赴任手当)) ((管理職手当)) ((特殊勤務手当)) ((寒冷地手当)) ((超過勤務手当)) ((夜勤手当)) ((宿日直手当)) ((管理職員特別勤務手当)) ((期末手当)) ((勤勉手当)) 賞与引当金として計上するための繰入額 ((常用賃金)) ((臨時賃金)) ((職員共済組合交付金)) ((職員公務災害補償負担金)) ((保険料))

			被服費	
			準備品費	
			消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			通信運搬費	
			試験調査費	
			使用料及び賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			動力費	
			補償費	
			委託料	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			雑費	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		揖保川第2工業用水道費		揖保川第2工業用水道の維持、運営及び作業に要した費用のうち、次の各節に該当する費用
			給料	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			手当	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	
			賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))
			報償費	
			法定福利費	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			児童手当	
			旅費	

			被服費	
			準備品費	
			消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			通信運搬費	
			試験調査費	
			使用料及び賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			動力費	
			補償費	
			委託料	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			雑費	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		市川工業用水道費		市川工業用水道の維持・運営及び作業に要した費用のうち、次の各節に該当する費用
			給料	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			手当	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	
			賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))
			報償費	
			法定福利費	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			児童手当	
			旅費	

			被服費	
			準備品費	
			消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			通信運搬費	
			試験調査費	
			使用料及び賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			動力費	
			補償費	
			委託料	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			雑費	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		加古川工業用水道費		加古川工業用水道の維持・管理及び作業に要した費用のうち、次の各節に該当する費用
			給料	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			手当	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	
			賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))
			報償費	
			法定福利費	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			児童手当	
			旅費	

			被服費	
			準備品費	
			消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			通信運搬費	
			試験調査費	
			使用料及び賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			動力費	
			補償費	
			委託料	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			雑費	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		受託工事費		
		総係費		料金の調定、集金等の業務に要した費用、職員の研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、各工業用水道費で処理するには軽微又は区分し難い費用並びに事業活動の全般に関連した費用
			給料	((特別職給)) ((行政職給)) ((その他給料))
			手当	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			退職給付費	
			報酬	
			賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))

			報償費	
			法定福利費	細節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」と同じ。
			児童手当	
			旅費	
			被服費	
			準備品費	
			消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			通信運搬費	
			試験調査費	
			使用料及び賃借料	
			修繕費	宿舎、本庁舎、自動車及び事務用備品、準備品並びにこれらに類する事務的な物品の機能回復及び修繕に要した費用（消耗品費で整理する以外の部品の購入費を含む。）
			修繕引当金繰入額	
			補償費	
			損害保険料	
			委託料	
			公課費	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			研修費	
			会議費	
			広告料	
			手数料	
			雑費	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		減価償却費		

		有形固定資産 減価償却費	
		無形固定資産 減価償却費	
	資産減耗費	固定資産除却 費	
		たな卸資産減 耗費	
	固定資産撤去 費		
	その他営業費 用		通常発生する上記以外の費用
営業外費用		雑支出	金融及び財務活動に伴う費用、そ の他主たる営業活動に係る費用以 外の費用
	受託調査費		
	支払利息及び 企業債取扱諸 費	企業債利息	
		借入金利息	
		企業債手数料 及び取扱費	
		雑支払利息	
	雑支出		
		不用品売却原 価	
		消費税及び地 方消費税	
		その他雑支出	
特別損失			当年度の経営費用から除外すべき 損失
	固定資産売却 損		
	固定資産除却 損		

	固定資産撤去費 減損損失 過年度損益修正損 その他特別損失		上記以外の特別損失
--	--	--	-----------

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品 リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定	取水工事費 貯水工事費 導水工事費 浄水工事費 送水工事費 配水工事費 用地費及び補償費 調査費 事務費	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 修繕費は、「(目) 総係費 (節) 修繕費」の説明による。 給料、手当等、賃金及び法定福利費の細々節は、「(目) 揖保川第1工業用水道費」の当該各節の細節

				と同じ。
				((給料)) ((手当等)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((備品費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((手数料)) ((雑費))
			関連事業費	補助事業で補助対象外となる経費を処理する科目
				((関連取水工事費)) ((関連貯水工事費)) ((関連導水工事費)) ((関連浄水工事費)) ((関連送水工事費)) ((関連配水工事費)) ((関連用地費及び補償費)) ((関連調査費))
			建設利息	
		施設改良仮勘定		
		購入仮勘定		
			土地	
			建物	
			構築物	
			機械及び装置	
			車両運搬具	
			工具器具及び備品	
			無形固定資産	
		処分仮勘定		
	無形固定資産			節は、「(目) 購入仮勘定」のそれに貯蔵品を加えたものとする。
	投資その他の資産	無形固定資産		
		投資有価証券		

流動資産		長期貸付金	
		長期未収金	
		その他投資	
	現金預金	現金	
		預金	
	未収金	営業未収金	「(項) 営業収益」に関する未収金
		営業外未収金	「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金
		未収消費税及び地方消費税還付金	
		その他未収金	上記以外の未収金
		貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券	有価証券	
		保管有価証券	
	貯蔵品	原材料	
		備消耗品	
		その他貯蔵品	
	短期貸付金	他会計貸付金	
	前払費用	前払費用	
	前払金	前払消費税及び地方消費税	
		前払金	
	未収収益	未収収益	
その他流動資産			

		仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		上記以外の流動資産
--	--	-------------------------	--	-----------

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		
	利益剰余金	減債積立金 他会計借入金償還積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)		当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額
			当年度純利益(当年度純損失)	当年度の損益取引の結果発生した純利益(純損失)
評価差額等				

	評価差額等			
		有価証券評価 差額		

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明	
固定負債	企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業 債		この表に定めるもののほか、別表 第8の当該説明による。	
	他会計借入金	建設改良費等 の財源に充て るための借入 金			
	リース債務	リース債務			
	引当金	修繕引当金 (旧)			
	退職給付引当 金	退職給付引当 金			
	その他固定負 債	建設諸収入			
			雑収入		
流動負債	企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業 債			企業法施行令第16条第4項の規定 により整理中の建設事業が完了し たときに、建設費の減額を必要と する収入

	他会計借入金	その他企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための借入金		
	一時借入金	その他借入金		
		一時借入金		
	リース債務	リース債務		
	未払金	営業未払金		「(款) 工業用水道事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税		
		その他未払金		上記以外の未払金
	未払費用	未払費用		
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金	
			預り諸税	
			その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び地方消費税		
		その他流動負債		上記以外の流動負債
		債		
繰延収益				

	長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
		国庫補助金	
		工事負担金	
		受贈財産	
		寄付金	
		その他長期前受金	
		収益化累計額	
		建設仮勘定長期前受金	

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

別表第5から別表第8までを次のように改める。

別表第5（第10条関係）

兵庫県水源開発事業勘定科目表

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定資産	有形固定資産	建設仮勘定		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
流動資産	現金預金	現金		
		預金		
	未収金	未収金		

	有価証券	貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貯蔵品	有価証券 保管有価証券		
	短期貸付金	貯蔵品	原材料 備消耗品 その他貯蔵品	
	前払金	他会計貸付金		
	未収収益	前払金		
	その他流動資産	未収収益		
		その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債 他会計借入金 その他固定負債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債 建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金 建設諸収入		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 企業法施行令第16条第4項の規定により整理中の建設事業が完了したときに、建設費の減額を必要とする収入
流動負債	企業債 他会計借入金 一時借入金 未払金 前受金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債 建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金 一時借入金 未払金		

繰延収益	その他流動負債	前受金 預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	上記以外の流動負債
	長期前受金	預り有価証券 その他流動負債		
		国庫補助金 他会計補助金 工事負担金 受贈財産 寄付金 その他長期前受金 収益化累計額 建設仮勘定長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

別表第6 (第10条関係)

兵庫県地域整備事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明

地域整備事業 収益	営業収益	阪神地域整備 収益	阪神地域土地 売却収益	この表に定めるもののほか、別表 第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる収益
			阪神地域事業 資産貸付収益	阪神地域における造成土地の売却 による収益
			阪神地域定期 借地権収益	阪神地域において固定資産に計上 されている資産の貸付収益
			阪神地域受託 工事収益	
		播磨地域整備 収益	播磨地域土地 売却収益	播磨地域における造成土地の売却 による収益
			播磨地域事業 資産貸付収益	播磨地域において固定資産に計上 されている資産の貸付収益
			播磨地域定期 借地権収益	
			播磨地域受託 工事収益	
		淡路地域整備 収益	淡路地域土地 売却収益	淡路地域における造成土地の売却 による収益
			淡路地域事業 資産貸付収益	淡路地域において固定資産に計上 されている資産の貸付収益
	淡路地域定期 借地権収益			
	淡路地域受託 工事収益			
	営業外収益	その他営業収 益	通常発生する上記以外の収益	
		受託調査収益	金融及び財務活動に伴う収益その 他主たる営業活動以外から生ずる 収益	
受取配当金				

特別利益	受取利息	有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑受取利息	有価証券による資金運用益を含む。
	長期前受金戻入		企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
	雑収益	不用品売却収益 割賦売却利息 立替施行利息 消費税及び地方消費税 その他雑収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息 立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息 上記以外の収益
	固定資産売却益		当年度の経常的収益から除外すべき利益
	過年度損益修正益		
	その他特別利益		上記以外の特別利益

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
地域整備事業費用	営業費用	阪神地域整備費用	土地売却原価 事業資産維持管理費 受託工事費	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用 阪神地域における土地造成原価 阪神地域において固定資産に計上されている資産の維持管理費

		<p>播磨地域整備費用</p> <p>淡路地域整備費用</p> <p>一般管理費</p> <p>その他営業費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p>	<p>土地売却原価</p> <p>事業資産維持管理費</p> <p>受託工事費</p> <p>土地売却原価</p> <p>事業資産維持管理費</p> <p>受託工事費</p>	<p>播磨地域における土地造成原価</p> <p>播磨地域において固定資産に計上されている資産の維持管理費</p> <p>淡路地域における土地造成原価</p> <p>淡路地域において固定資産に計上されている資産の維持管理費</p> <p>各地域における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、各地域整備費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料))((手当)) ((賞与引当金繰入額))((退職給付費)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((児童手当)) ((旅費))((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費))((損害保険料)) ((委託料))((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費))((会議費)) ((資産撤去費))((広告料)) ((減価償却費))((固定資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費))</p> <p>通常発生する上記以外の費用</p> <p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p>
<p>営業外費用</p>				

	特別損失	雑支出 固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支払利息 不用品売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出 時価評価損 その他特別損失	当年度の経常費用から除外すべき損失 事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 上記以外の特別損失
--	------	--	---	--

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

		工具器具及び 備品 リース資産 減価償却累計 額 処分仮勘定		
			土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び 備品 無形固定資産 貯蔵品	
	無形固定資産	無形固定資産		
	投資その他の 資産	投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期未収金 貸倒引当金 その他投資		割賦売却代金に関する未収金のうち、返済期限が貸借対照日から1年を越えるもの
完成事業資産				地域整備事業における完成事業資産を処理する科目
	阪神地域完成 事業資産	阪神地域完成 事業資産		
	播磨地域完成 事業資産	播磨地域完成 事業資産		

未成事業資産	淡路地域完成事業資産	淡路地域完成事業資産		
	阪神地域整備費	阪神地域整備費	用地費 補償費 補償工事費 土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費 事業設備費 受託事業費 総係費	地域整備事業の建設期間中必要とする経費 借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。 未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費 地域整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。） （（土地）（建物）（構築物） （機械及び装置）（車両運搬具）（工具器具及び備品） （リース資産）（無形固定資産） （（給料）特別職給、行政職給、その他給料 （（手当）扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当

				及び勤勉手当
				((賞与引当金繰入額))
				((退職給付費))
				((報酬))
				((賃金))常用賃金、臨時賃金
				((報償費))
				((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料
				((児童手当))
				((旅費))
				((被服費))
				((準備品費))
				((消耗品費))
				((燃料費))
				((光熱水費))
				((通信運搬費))
				((試験調査費))
				((使用料及び賃借料))
				((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費 〔(目) 地域整備費 (節) 直接経費〕の対象になるものを除く。〕
				((修繕引当金繰入額))
				((補償費))
				((損害保険料))
				((委託料))
				((公課費))
				((交付金))
				((負担金及び分担金))
				((研修費))
				((会議費))
				((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出をともなうもの
				((広告料))
				((手数料))

	<p>播磨地域整備費</p>	<p>播磨地域整備費</p>	<p>建設利息</p> <p>処分仮勘定</p> <p>消費税及び地方消費税</p> <p>経費振替額</p> <p>用地費</p> <p>補償費</p> <p>補償工事費</p> <p>土地造成費</p> <p>護岸設備費</p> <p>道路設備費</p> <p>橋梁設備費</p> <p>その他設備費</p> <p>調査設計費</p> <p>施設建設費</p> <p>直接経費</p> <p>関連事業費</p> <p>事業設備費</p> <p>受託事業費</p>	<p>((雑費))</p> <p>((企業債利息))</p> <p>((企業債手数料及び取扱諸費))</p> <p>((企業債発行差金))</p> <p>((長期借入金利息))</p> <p>((一時借入金利息))</p> <p>((割賦取得利息))</p> <p>年度末に「(目) 地域整備費 (節) 事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分 (減耗を含む。) した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目</p> <p>細々節は (節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目</p> <p>各節等の説明は、阪神地域整備費の当該説明による。</p>
--	----------------	----------------	---	--

		営業外未収金		「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金
		その他未収金		上記以外の未収金
		未収消費税及び地方消費税還付金		
		貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券			
		有価証券		
		保管有価証券		
	貯蔵品			
		貯蔵品	原材料	
			備消耗品	
			その他貯蔵品	
	短期貸付金			
		他会計貸付金		
	前払費用			
		前払費用		
	前払金			
		前払消費税及び地方消費税		
		前払金		
	未収収益			
		未収収益		
	その他流動資産			
		仮払消費税及び地方消費税		
		その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	資本金			

剰余金	資本剰余金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		
	利益剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他 資本剰余金		上記以外の資本剰余金
評価差額等	評価差額等	減債積立金 経営安定積立金 他会計借入金償還積立金 建設改良積立金		景気変動、地価下落等に備えるための積立金
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
		有価証券評価差額	当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

<p>企業債</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための企業債</p> <p>その他企業債</p>		
<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための借入金</p> <p>その他借入金</p>		
<p>基金借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための借入金</p> <p>その他借入金</p>		<p>建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）</p> <p>建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
<p>リース債務</p>	<p>リース債務</p>		
<p>長期未払金</p>	<p>長期未払金</p>		<p>割賦取得代金に関する未払金のうち、支払期限が貸借対照日から1年を越えるもの</p>
<p>引当金</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>修繕引当金（旧）</p> <p>地域整備引当金</p>		<p>将来見込まれる地域整備費を前倒しで処理するもの</p>
<p>事業収入</p>	<p>事業収入</p>	<p>阪神地域事業収入</p> <p>播磨地域事業収入</p>	

流動負債	その他固定負債	建設諸収入	淡路地域 事業収入	企業法施行令第16条第4項の規定により整理中の、地域整備費を減額する収入
			阪神地域 建設諸収入	
			播磨地域 建設諸収入	
			淡路地域 建設諸収入	
		工事負担金	雑収入	
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		
		その他企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための借入金		
		その他借入金		
	基金借入金	建設改良費等の財源に充てるための借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金	
	その他借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金		
一時借入金	一時借入金			
リース債務	リース債務			

繰延収益	未払金	営業未払金		「(款) 地域整備事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税		
		その他未払金		上記以外の未払金
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び地方消費税		
		その他流動負債		上記以外の流動負債
	長期前受金	国庫補助金 工事負担金 受贈財産 寄付金 その他長期前受金 収益化累計額 建設仮勘定長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	
整理勘定				

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

別表第7（第10条関係）

兵庫県企業資産運用事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資産運用事業 収益	営業収益	運用資産収益		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる収益
			運用資産売却 収益	運用資産売却代金及び売却前受金並びに運用資産割賦売却代金を処理する科目
			運用資産貸付 収益	運用資産の貸付料及び使用料
			その他運用資 産収益	割賦売却に伴う延納利息並びに上記以外の運用資産収益
		運用資金収益		
			長期運用資金 収益	「(款) 運用資産 (項) 長期貸付金 (目) 他会計長期貸付金」に関する受取利息
			短期運用資金 収益	「(款) 流動資産 (項) 短期貸付金 (目) 他会計貸付金」に関する受取利息
			雑受取利息	
		受託工事収益		
		その他営業収 益		
			施設使用料	固定資産（宿舍を含む。）の使用料
			その他営業収 益	通常発生する上記以外の収益
	営業外収益			
		受取配当金		
		受取利息		

			有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。
			預金利息	
			雑受取利息	
		他会計補助金		
			一般会計補助金	
		長期前受金戻入		企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		雑収益		
			不用品売却収益	
			消費税及び地方消費税	
			その他雑収益	上記以外の収益
	特別利益			当年度の経常的収益から除すべき利益
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他特別利益		上記以外の特別利益

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
資産運用事業費用	営業費用	運用資産維持管理費		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる費用 運用資産の維持管理に要する工事請負費、原材料購入費、測量調査費、委託費、公租公課、市町交付金、負担金及び分担金並びに道路、公園等の移管予定公共施設の電気料金、水道料金（工水、下水を含む。）、ガス料金、清掃費、し尿汲取料等を処理する勘定科目
		運用資金費		
			長期借入金利息	

		一時借入金利息	
	受託工事費		
	総係費		運用資産及び固定資産の維持管理若しくは運用に要する費用のうち、給与費その他、次の節に該当する事務的費用を処理する勘定科目
		給料	((特別職給)) ((行政職給)) ((その他給料))
		手当	((扶養手当)) ((地域手当)) ((住居手当)) ((初任給調整手当)) ((通勤手当)) ((単身赴任手当)) ((管理職手当)) ((特殊勤務手当)) ((寒冷地手当)) ((超過勤務手当)) ((夜勤手当)) ((宿日直手当)) ((管理職員特別勤務手当)) ((期末手当)) ((勤勉手当))
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		退職給付費	
		報酬	
		賃金	((常用賃金)) ((臨時賃金))
		報償費	
		法定福利費	((職員共済組合交付金)) ((職員公務災害補償負担金)) ((保険料))
		児童手当	
		旅費	
		被服費	
		準備品費	
		消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		通信運搬費	
		試験調査費	
		使用料及び賃借料	
		修繕費	

			修繕引当金繰入額	
			補償費	
			損害保険料	
			委託料	
			公課費	
			交付金	
			負担金及び分担金	
			研修費	
			会議費	
			広告料	
			手数料	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	
		減価償却費		
			有形固定資産減価償却費	
			無形固定資産減価償却費	
		調査費		
			調査費	
		資産減耗費		
			固定資産除却費	
			たな卸資産減耗費	
		固定資産撤去費		
		その他営業費用		通常発生する上記以外の費用
			雑支出	
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用

		支払利息及び 企業債取扱諸 費	企業債利息	長期借入金、一時借入金及びその 他の金融上の措置に対して発生す る手数料及び取扱費を含む。
			企業債手数料 及び取扱費	
		雑支出	雑支払利息	
	特別損失		不用品売却原 価	当年度の経常費用から除外すべき 損失
			消費税及び地 方消費税	
			その他雑支出	
		固定資産売却 損		上記以外の特別損失
		固定資産除却 損		
		固定資産撤去 費		
		減損損失		
		過年度損益修 正損		
		その他特別損 失		

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具		この表に定めるもののほか、別表 第8の当該説明による。

流動資産		工具器具及び備品		
		リース資産		
		減価償却累計額		
		建設仮勘定		
		購入仮勘定		
			土地	
			建物	
			構築物	
			機械及び装置	
			車両運搬具	
		工具器具及び備品		
		無形固定資産		
		処分仮勘定		節は、「(目) 購入仮勘定」のそれに、貯蔵品を加えたものとする。
	無形固定資産			
		無形固定資産		
	投資その他の資産			
		投資有価証券		
		出資金		
		長期貸付金		
		その他投資		
	現金預金			
		現金		
		預金		
	未収金			
		営業未収金		運用資産割賦売却代金を除く「(項) 営業収益」に関する未収金
		営業外未収金		「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金
		運用資産割賦売却未収金		回収基準方式で処理する運用資産割賦売却代金に関する未収金

		未収消費税及び地方消費税還付金		
		その他未収金		上記以外の未収金
	有価証券	貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		有価証券		
	貯蔵品	保管有価証券		
		貯蔵品	原材料	
			備消耗品	
	短期貸付金		その他貯蔵品	
	前払費用	他会計貸付金		
	前払金	前払費用		
		前払消費税及び地方消費税		
	未収収益	前払金		
		未収収益		
	その他流動資産		その他流動資産	上記以外の流動資産
		仮払消費税及び地方消費税		

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固定資本金 繰入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

剰余金	資本剰余金	組入資本金		
	利益剰余金	再評価積立金		
		受贈財産評価額		
		寄附金		
		その他資本剰余金		
		減債積立金		企業債を有しないか又は企業債と同額まで減債積立金を積み立てている場合、企業法第32条第1項及び企業法施行令第24条第2項の規定により欠損金の補てんのため積み立てた額
		利益積立金		
		他会計借入金償還積立金		
		他会計貸付金積立金		
		建設改良積立金		
		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益 (当年度純損失)	
評価差額等	評価差額等	有価証券評価差額		

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債			この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

流動負債	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債	
	リース債務	建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金	
	引当金	リース債務	
		修繕引当金(旧)	
		退職給付引当金	
	企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債	
	一時借入金	建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金	
	リース債務	一時借入金	
	未払金	リース債務	
	営業未払金	「(款) 企業資産運用事業費用」に関する未払金	

繰延収益	未払費用	未払消費税及び地方消費税 その他未払金		上記以外の未払金
	前受金	未払費用		
	引当金	前受金		
	その他流動負債	賞与引当金		
		修繕引当金		
		預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び地方消費税		
		その他流動負債		上記以外の流動負債
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
		国庫補助金		
		他会計補助金		
		工事負担金		
		受贈財産		
		寄付金		
		その他長期前受金		
		収益化累計額		
		建設仮勘定長期前受金		

別表第8 (第10条関係)

共通科目説明表

収益勘定

(項)	(目)	(目) 又は (節)	説明
営業外収益	雑収益	不用品売却収益	たな卸資産並びに準備品、消耗品及びその他帳簿価額のない物品の売却代金
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の会計処理に伴い収益として生じる額
特別利益	固定資産売却益		固定資産（建設仮勘定に属するものを除く。）の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益		過年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの

費用勘定

(項)	(目)	(目) 又は (節)	説明
営業費用	資産減耗費	固定資産除却費	固定資産（建設仮勘定に属するものを除く。）を処分（売却を除く。）した場合の処分原価
		たな卸資産減耗費	き損、変質、又は滅失したたな卸資産の帳簿価額
	固定資産撤去費		固定資産（建設仮勘定に属するものを除く。）の撤去に要した現金支出額
営業外費用	雑支出	不用品売却原価	売却したたな卸資産の帳簿価額
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の会計処理に伴い費用として生じる額
特別損失	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
	過年度損益修正損		前年度以前の損益で損失の性質を有するもの

資産勘定

(款)	(項)	(目)	説明
固定資産	有形固定資産	土地	土地の取得に関して要した買収代、整地費、周旋料等の諸経費
		建物	建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費、附属施設工事費を含む。）、材料代、買収代（買収建物を使用するために要した修繕、模様替、改造費の諸掛を含む。）、人夫賃、整地費（土地に整理されたものを除く。）、周旋料等

		構築物	貯水池、浄水池、トンネル、その他土地に定着する土木施設又は工作物
		機械及び装置	電気設備、内燃設備、ポンプ設備等の機械装置及びコンベヤー等運搬設備並びにこれらの付属品
		車両運搬具	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の船舶、自動車その他の運搬具
		工具器具及び備品	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の工具、器具及び備品
		リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース資産
		施設改良仮勘定	年度末に公有財産取扱規程第57条第3項の規定により精算して、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品並びに無形固定資産（以下「固定資産本勘定」という。）に振り替えることを前提に整理している年度途中の施設改良に要した経費
		購入仮勘定	年度末に固定資産本勘定に振り替えることを前提に整理している年度途中の固定資産を購入するのに要した経費
		処分仮勘定	年度末に固定資産本勘定又は貯蔵品と相殺することを前提に、整理している年度途中の処分（減耗を含む。）した固定資産及び貯蔵品の帳簿価額
	無形固定資産	無形固定資産	有価取得した水利権、地上権、借地権、特許権、施設利用権等
	投資	投資有価証券	証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって1年を超える期間所有するもの
		長期貸付金	返済期限が、貸付年度の3月31日を超える貸付金
		その他投資	第28条第2項ただし書に基づき、1年を超える公金運用として整理しているもの及び長期前払費用
流動資産	現金預金	現金	現金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手等
		預金	預け入れ期間が1年以内の定期預金及び通知預金、普通預金
	未収金	未収消費税及び地方消費税還付金	免税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）以外の事業者において、消費税及び地方消費税の納税計算の結果、還付が予定される消費税及び地方消費税額

有価証券	有価証券	短期的な資金運用等のため、一時的に所有している有価証券の取得原価（手数料を含む。）
	保管有価証券	受入保証金の代用として提供を受けた有価証券（定期預金を含む。）の額面金額
貯蔵品	原材料	いまだ本来の用途に供されていない原材料（固定資産の建設、改良に使用するために取得されたもので、建設仮勘定及び施設改良仮勘定に属するものを除く。以下備消耗品及びその他貯蔵品について同じ。）
	備消耗品	いまだ本来の用途に供されていない耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の物品
	その他貯蔵品	使用可能な、残材及び用途廃止（処分又は利用計画を検討中のものを除く。）の機械器具並びに上記以外の貯蔵品
短期貸付金	他会計貸付金	返済期限が貸付年度の3月31日までの貸付金
前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
前払金	前払消費税及び地方消費税	年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税
	前払金	物品の購入、工事の請負等に際して前払いした額のうち前払費用に属しないもの及び年度途中における所属支払資金として前渡しした額（前払いした年度内に給付が完了する見込みのものを除く。）
未収収益	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税	免税事業者以外の事業者における課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額

資本勘定

(款)	(項)	(目)	説明
資本金	資本金	固有資本金	企業開始のとき又は企業法適用のときにおける資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債、基金（企業法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）合計額を控除した額をいう。この場合において、企業資産運用事業にあつては、地域整備事業の特定地区

			を公有財産取扱規程第57条第3項の規定により精算したときに、当該地区に係る事業収入、企業債、負債の合計額から当該地区に係る地域整備費（完成事業資産を含む。）、未収金、その他の資産の合計額を控除した額を第143条により事業引継ぎを受けたものを含む。
		繰入資本金	企業法第17条の2第1項及び第18条第1項の規定による他会計からの出資金
		組入資本金	減債積立金、他会計借入金、償還積立金、建設改良積立金、他会計貸付金積立金、その他の任意積立金を当該積立金の目的に使用した場合に、当該使用額を企業法施行令第25条の規定により組み入れた額並びに地方公営企業資産評価規則（昭和27年総理府令第74号以下「再評価規則」という。）第11条の規定により組み入れた額
剰余金	資本剰余金	再評価積立金	企業法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額から、再評価規則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額
		受贈財産評価額	贈与を受けた財産の評価額
		寄附金	建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
		その他資本剰余金	建設又は改良に要する資金に充てるために徴収又は交付を受けた補助金、負担金その他これらに類する金銭若しくは固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額並びに上記以外の資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金	企業法第32条第1項及び企業法施行令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積み立てた額
		他会計借入金償還積立金	企業法施行令第24条第4項の規定により、他会計から長期借入金の償還財源に充てるために積み立てた額
		他会計貸付金積立金	企業法施行令第24条第4項の規定により、他会計への貸付金の財源に充てるために積み立てた額
建設改良積立金		企業法施行令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額	
評価差額等	評価差額等	有価証券評価差額	事業年度の末日において有価証券の時価評価額が当該有価証券の帳簿価額を下回る額

負債勘定

(款)	(項)	(目)	説明
固定負債	企業債	建設改良企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他企業債	建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	修繕引当金(旧)	平成25年度までに引当てられた修繕引当金
		退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職給与金の支払に充てるため引き当てた額
	流動負債	企業債	建設改良企業債
その他企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金		建設改良借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
一時借入金		一時借入金	借入年度の3月31日までに返済しなければならない財政調整のための借入金（企業法第29条第2項ただし書により借り換えた貸借対照表日から起算して1年以内に返済しなければならない借入金を含む。）
リース債務		リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務

未払金	未払消費税及び地方消費税	免税事業者以外の事業者において、消費税及び地方消費税の納税計算の結果、納税が予定される消費税及び地方消費税額
未払費用	未払費用	利息、賃金、使用料及び賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受けている場合の貸借対照表日以前及び同日後の対価を一括して支払う費用のうち、貸借対照表日現在既に役務提供を受けているにもかかわらず、いまだその対価の支払いが終わっていない部分
前受金	前受金	契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金	企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
その他流動負債	預り有価証券	保証金の代用として提供を受けた有価証券を取り扱う保管有価証券の対象勘定
	仮受消費税及び地方消費税	免税事業者以外の事業者における課税売上げに係る消費税及び地方消費税額

事務経費

科目	説明
給料	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号。以下「特別職給与条例」という。）第2条によって支給する同条例第3条第1項に定める給料並びに一般職給与条例第3条によって支給する同条例第3条の2に定める給料
手当等	特別職給与条例第2条によって支給する同条例第3条第2項から第4項までに定める手当、一般職給与条例第4条から第14条までに定める手当、児童手当及び特例給付
退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額。
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
報酬	地方公務員法第3条第3項第3号に規定する者として雇用した者の勤務に対する反対給付
賃金	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に基づき雇用した臨時的任用職員に支給する給料及び手当等並びに日日雇用者に勤労の対償として支給する賃金（固定資産等の維持修繕のための雇用者に対するものは除く。）
報償費	講演会、講習会、研究会等の講師又は、公営企業の業務に関連する特定の調査、研究、観測、立会等の臨時的、限定的、断続的な役務を提供した者に対する謝礼金若しくは善行者、勤務優秀者、永年勤続者、管理職員等に対する奨励金及び表彰金並びにその他公営企業の業務の執行上必要な奨励金及び謝礼金

法定福利費	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第203条に基づく地方職員共済組合に対する負担金及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第49条に基づく地方公務員災害補償基金への負担金並びに報酬・賃金を支給している雇用者に対する厚生年金保険、健康保険及び労働保険事業主負担金若しくは、児童手当法による事業主拠出金（固定資産等の維持修繕のための雇用者に対するものは除く。）
旅費	特別職給与条例第6条によって支給する特別職給与条例第7条に定める旅費、企業職員等の旅費に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第6号）第1条によって支給する同規程第2条に定める旅費並びに管理者及び企業職員等以外の者に対する依頼業務の執行上必要となった旅行に対する費用弁償金（研修費として整理するものを除く。）
被服費	職員（臨時的任用職員、非常勤職員、日日雇用者を含む。）に企業庁職員被服等貸与規程（昭和44年企業局管理規程第3号）第3条に基づくもの及び公務執行の必要性から貸与する被服等の購入に要した経費
準備品費	車両運搬具及び船舶並びに、工具器具及び備品のうち耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が5万円以上10万円未満の物品及び美術品等を購入するのに要した経費（厚生福利費に整理するものを除く。）
消耗品費	次に掲げることを行うために要した経費（修繕費、試験調査費、たな卸資産及び厚生福利費に整理するものを除く。） (1) 耐用年数が1年未満又は取得価額5万円未満の工具、器具及び備品の購入 (2) 文具、複写器用原料液、用紙類、収入証紙、図書新聞、雑誌、官公報、法規集の追録、肥料、種苗、穀類、茶器、嗜好品、炊事用品、環境衛生のための各種薬剤、各種消耗器材（針金、釘、コード、ニクロム線、蛍光灯、動力用を除く1品5万円未満の電気器具の部品、ガラス事務器具の部品）等の短期間又は一度の使用によって費消される物品の購入 (3) 文書、図面、諸用紙、帳簿、パンフレット等の印刷 (4) 青写真の焼付、写真の現像、焼付、引伸 (5) 帳簿等の製本 (6) 謝礼、奨励、表彰及び感謝の意を表わす贈呈品の購入
燃料費	業務用燃料として自動車、船舶用、機械器具用及び暖房用の石油、ガソリン等を購入するのに要した経費（試験調査費、修繕費に整理するものを除く。）
光熱水費	電気（動力費を除く。）、水道（水道使用に伴う下水道の使用料を含む。）及びガスの使用に要した経費（これらの使用に伴う計器の使用料を含む。）
通信運搬費	電気電話料（電報、電話料、電話加入料、電話架設料）、郵便料（普通郵便料金、小包郵便料金、特殊郵便料金）及び運搬料（諸物件の人夫賃、荷造費を一括して支払う場合の運搬料、電車、バス回数券）を支払うために要した経費（修繕費に整理するものを除く。）
試験調査費	水質試験、浄水方法その他固定資産の機能管理上の試験調査に直接要した手数料、消耗品、購入費及び印刷製本等の経費
使用料及び賃借料	土地、建物（附属物を含む。）、自動車（ハイヤー、タクシーを含む。）、船舶、会場、機械器具類、有料道路、有料駐車場、ラジオ、テレビ、特許権及び著作権等の他人の不動産、施設、物品、権利の借上、使用、通行、聴取に要した経費（旅費、研修費及び厚生福利費に整理するものを除く。）
修繕費	有形固定資産、準備品、消耗品、貯蔵品等の維持修繕のうち、次に掲げることを行うために要した経費（宿舍、本庁舎、事務的物品及び建設仮勘定に属する資産については、総係費又は建設費で整理する。）

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負、川床整理 (2) 原材料、部品（たな卸資産及び消耗品費で整理するものは除く。）の購入 (3) 人夫の雇用 (4) 前3号を実施するための調査 (5) 前各号を他の者に代行させたときの経費負担
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
動力費	機械装置等の運転に要した電力料及び燃料費（燃料費及び光熱水費に整理するものを除く。）
補償費	業務の執行により特定の者に財産上若しくは精神上の損害を与えた場合又は私人と対等の立場において違法に他人の権利を侵害し損害を与えた場合の補償、賠償又は見舞いに要した経費（工事によりこれらをなした場合の経費を含む。）
損害保険料	保険業法が適用される保険会社へ支払う火災保険料、自動車損害賠償保険料、その他の損害保険の保険料及び財団法人道府県会館（昭和23年9月1日に財団法人道府県会館という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）災害共済部に加入した場合の掛金等損害保険の付保に要した経費
委託料	次に掲げることを委託したことに要した経費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 試験、調査、研究、設計、測量（修繕費に整理するものは除く。） (2) 土地、建物、施設等の管理又は清掃 (3) 機械器具、施設、装置等の保守管理
公課費	一般私人と同様な立場に立って、各種の登録税、自動車の重量税等の公租公課に要した経費
交付金	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第2条に基づく市町村交付金、市町その他の者の施行事業への助成金等、反対給を受けることなく法令、契約等に基づき市町その他の者に対して金銭を交付するために要した経費
負担金及び分担金	公有財産取扱規程第2条第7号に規定する共有財産の維持管理費、他団体からの派遣職員給与与費等負担金、各種団体に加入していることに伴う会費等契約その他に基づき負担し、又は分担するために要する経費（性質上、個人が負担するもの及び資産、権利等の取得になるものは除く。）
研修費	研修会、研究会、見学会、講習会等を開催し、又は参加するのに要した旅費、食糧費、会場費、資料代、講師謝礼金、識礼品購入費等の経費
会議費	研修費の説明に掲げた以外の会議を開催又は参加するのに要した食糧費、会場費、資料代等の経費（副次的に要し、かつ、本来の会議費と一体となっていて区別し難い他の経費を含む。）
広告料	業務の執行上一般住民等に対して周知させる必要がある場合、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌等について広告（公示を含む。）及び宣伝するのに要した経費
手数料	清掃手数料、し尿汲取手数料、職員の保健関係検査手数料等の役務の提供を受けたことに対して支払った経費（試験調査費、委託料、財務関係手数料等に整理するものは除く。）
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	企業法施行規則第22条の規定により引き当てるその他の引当金として計上するための繰入額

雑費	他の事務経費に該当しない経費
----	----------------

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2（第11条関係）

種類	様式	保存期間
会計伝票等		
会計伝票	様式第1号	法令による消滅時効の期間 に相当する期間
調定決定書	様式第1号の2	
支出決定書	様式第1号の3	
支出負担行為書	様式第2号	
帳簿		
出庫伝票	様式第3号	5年
総勘定元帳	様式第4号	10年
現金預金出納簿	様式第5号	5年
有価証券整理簿	様式第6号	10年
貯蔵品出納簿	様式第7号	2年
固定資産（物品）台帳	様式第8号	10年
企業債台帳	様式第10号	10年
借入金整理簿	様式第11号	2年
貸付金整理簿	様式第12号	2年

別表第9中21の項を削り、22の項から28までの項を1項ずつ繰り上げる。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第11条関係）

会計伝票

決 定	決定者			
審 査	企業出納員			

年度		作成日		伝票番号	
振替日					
作成部署					
件名					
取引先					
備考				振替金額	

No.	項目	借 方	貸 方
	会計		
	セグメント		
	勘 定 目 節 細 節	徹	
		項	
		目	
		節	
	予算科目		
	金額(税額)		
	税区分		
	資産区分		
	資金区分		
	執行部署		
	摘要		

金額合計		
------	--	--

様式第1号の次に次の2様式を加える。

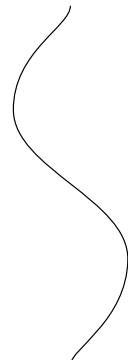
様式第1号の2 (第11条関係)

調定決定書

決定	決定者			
審査	企業出納員			

年度		作成日		調定番号	
作成部署		収納期限		収納方法	
				分納回数	
件名				調定金額	
備考					

No.	明細				
	会計		セグメント		資産区分
	予算科目				金額
	勘定科目				税区分
	取引先				摘要
	執行部署				

	
合計	

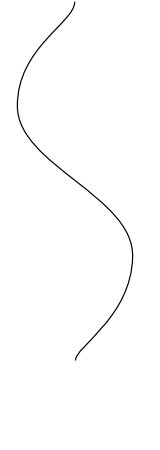
様式第1号の3 (第11条関係)

支出決定書

決定	決定者			
審査	企業出納員			

年度		作成日		支出決定番号	
予算種別		負担行為日		(確定)番号	
作成部署		支払予定日			
債 権 者	取引先				支払区分
	住所				支払方法
	口座				(確定)額
件名				支出決定額	
備考					

No.	明細				
	会計		セグメント		資産区分
	予算科目				金額
	勘定科目				税区分
	執行部署		摘要		予算残額

	
合 計	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第11条関係）

支出負担行為書

決定	決定者			
審査	企業出納員			

年度	作成日	予定番号	
負担行為確定日		負担行為番号	
作成部署			
件名			
取引先		予定額	
予算種別	契約種別	負担行為額	
備考			

No.	明細			
	会計			
	セグメント			
予算	款		金額	
	項			
	目		税区分	
	節			
	細節			
	勘定科目		摘要	
	資産区分			
	執行部署			
<div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 4em; opacity: 0.5;">}</div>				
合計				

様式第3号中「第11条」の右に「・第101条」を加える。
 様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第7号中「第11条」の右に「・第101条」を加える。
様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第11条関係)

固定資産台帳

固定資産名称	固定資産番号	
資産内訳番号	資産内訳番号	
管理部署		取得日
会計		償却開始日
勘定科目		償却方法
所在場所	所在場所詳細	残存価額
構造		耐用年数
形状寸法	能力用途	償却率
何々	何々	何々
備考		

内訳情報	
セグメント	部署
資産区分	財源
	S

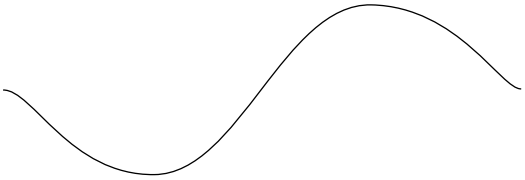
項番	償却年月日	現在金額	当期減価償却額	当期増減額	減価償却累計額	帳簿価額	当期収益化額	収益化累計額
				S				

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第11条関係)

企業債台帳

台帳番号	企業債名称	発行価格	
会計	セグメント	種類	
前借/本借	発行方法	勘定区分	
借入先	借入年度	借入日	
借入金額		償還年数	
繰上回数	借換回数		
償還方法	金利方式		
利率			

償還日	前期未償還元金	元金	利息	償還手数料	合計	未償還元金	備考
							

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第18号の2を削り、様式第19号を様式第18号の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号 削除

様式第23号中「第30条」の右に「・第61条の3」を加える。

第2条 企業庁会計規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「立地推進課」を「企業誘致課」に、「地域整備課」を「地域整備振興課」に改める。

第8条第1項第2号及び第3号中「、補助金」を削る。

第24条第1項中「建設改良費」の右に「(地域整備事業にあつては地域整備費、地域創生整備事業にあつては整備事業費。以下同じ。)」を加える。

第43条第1項中「係る支出負担行為」の右に「(請求のあつたときに支出負担行為として整理するものを除く。)」を加え、同項第3号中「、補助金」を削る。

第44条第1項第4号中「、補助金」を削る。

第48条第1項第2号中「補助金、」を削る。

第118条中「並びに企業資産運用事業」を「、企業資産運用事業」に改め、「取得及び精算」の右に「並びに地域創生整備事業の各事業の整備事業費の精算」を加える。

第119条第2項及び第124条中「地域整備事業」の右に「及び地域創生整備事業」を加える。

第126条中「資金予算表」を「資金収支表」に改める。

別表第7資本勘定の部説明の欄中「企業債を有しないか又は企業債と同額まで減債積立金を積み立てている場合、企業法第32条第1項及び企業法施行令第24条第2項の規定により」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第7の2 (第10条関係)

兵庫県地域創生整備事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
小野・市場産業拠点整備事業収益	営業収益	事業収益	土地売却収益	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる収益 小野・市場産業拠点整備事業における造成土地の売却による収益
			事業資産貸付収益	小野・市場産業拠点整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益
			定期借地権収益	
			受託工事収益	
			その他営業収益	通常発生する上記以外の収益
			受託調査収益	
	営業外収益		受取配当金	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取利息	
			有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。
			預金利息	
			貸付金利息	

		長期前受金戻入	雑受取利息	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		雑収益	不用品売却収益	
			割賦売却利息	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息
			立替施行利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息
			消費税及び地方消費税	
	特別利益		その他雑収益	上記以外の収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他特別利益		上記以外の特別利益

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
小野・市場産業拠点整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用
			事業資産維持管理費	小野・市場産業拠点整備事業における土地造成原価 小野・市場産業拠点整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費
		一般管理費	受託工事費	小野・市場産業拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料)) ((手当等)) ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産				この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	有形固定資産			
		土地	小野・市場産業 拠点整備事業	
		建物	小野・市場産業 拠点整備事業	
		構築物	小野・市場産業 拠点整備事業	
		機械及び装置	小野・市場産業 拠点整備事業	
		車両運搬具	小野・市場産業 拠点整備事業	
		工具器具及び備品	小野・市場産業 拠点整備事業	
		リース資産	小野・市場産業 拠点整備事業	
		減価償却累計額	小野・市場産業 拠点整備事業	
		処分仮勘定	小野・市場産業 拠点整備事業	
	無形固定資産			((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定資産)) ((貯蔵品))
		無形固定資産	小野・市場産業 拠点整備事業	
	投資等			
		投資有価証券	小野・市場産業 拠点整備事業	
		出資金		

完成事業資産	小野・市場産業 拠点整備事業 完成事業資産	長期貸付金	小野・市場産業 拠点整備事業	割賦売却代金に関する未収金のうち、 返済期限が貸借対照日から1年を越 えるもの
		長期未収金	小野・市場産業 拠点整備事業	
未成事業資産	小野・市場産業 拠点整備事業 整備費	その他投資	小野・市場産業 拠点整備事業	地域創生整備事業における完成事業 資産を処理する科目
		小野・市場産業 拠点整備事業 完成事業資産	小野・市場産業 拠点整備事業	
		小野・市場産業 拠点整備事業 整備費	用地費 補償費 補償工事費 土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費	地域創生整備事業の建設期間中必要 とする経費 借地補償費及び用地借上料並びに事 業損失を含む 未成事業資産の維持整備及び撤去に 要する経費 地域創生整備事業に関連して発生す る経費（請負工事費、原材料購入費を 除く。）

		<p>事業設備費</p> <p>受託事業費</p> <p>総係費</p>	<p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))</p> <p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。</p> <p>((給料))特別職級、行政職給、その他給料</p> <p>((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p> <p>((賞与引当金繰入額))</p> <p>((退職給付費))</p> <p>((報酬))</p> <p>((賃金))常用賃金、臨時賃金</p> <p>((報償費))</p> <p>((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料</p> <p>((旅費))</p> <p>((被服費))</p> <p>((準備品費))</p> <p>((消耗品費))</p> <p>((燃料費))</p> <p>((光熱水費))</p> <p>((通信運搬費))</p> <p>((試験調査費))</p> <p>((使用料及び賃借料))</p> <p>((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費(「(目)小野市市場地区整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。)</p> <p>((修繕引当金繰入額))</p> <p>((補償費))</p> <p>((損害保険料))</p> <p>((委託料))</p> <p>((公課費))</p> <p>((交付金))</p> <p>((負担金及び分担金))</p>
--	--	--------------------------------------	---

流動資産	現金預金 未収金 有価証券	現金 預金 営業未収金 営業外未収金 その他未収金 未収消費税及び地方消費税 還付金 貸倒引当金 有価証券 保管有価証券	建設利息	((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出をとまなうもの ((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息))
			処分仮勘定	年度末に「(目) 小野・市場産業拠点整備事業整備費(節) 事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目。 細々節は(節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。
			消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目
			経費振替額	
				「(項) 営業収益」に関する未収金
				「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金
				上記以外の未収金
				未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

	貯蔵品	貯蔵品	原材料 消耗品 その他貯蔵品	
	短期貸付金	他会計貸付金		
	前払費用	前払費用		
	前払金	前払消費税及び地方消費税 前払金		
	未収収益	未収収益		
	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他 資本剰余金		
	利益剰余金	減債積立金 他会計借入金 償還積立金		上記以外の資本剰余金

<p>評価差額等</p>	<p>評価差額等</p>	<p>建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金) 有価証券評価差額</p>	<p>繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(当年度純損失)</p>	<p>当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益(純損失)</p>
--------------	--------------	---	---	---

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
<p>固定負債</p>	<p>企業債 他会計借入金 基金借入金</p>	<p>建設改良企業債 その他企業債 建設改良借入金 その他借入金 建設改良借入金</p>	<p>小野・市場産業拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業</p>	<p>この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。) 小野・市場産業拠点整備事業</p>

流動負債	リース債務	その他借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金 (1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
			小野・市場産業 拠点整備事業
	長期未払金	リース債務	小野・市場産業 拠点整備事業
			割賦取得代金に関する未払金のうち、 支払期限が貸借対照日から1年を越えるもの
	引当金	長期未払金	小野・市場産業 拠点整備事業
		退職給付引当金	小野・市場産業 拠点整備事業
		整備引当金	将来見込まれる整備費を前倒して処理するもの
	その他固定負債		小野・市場産業 拠点整備事業
		建設諸収入	企業法施行令第16条第4項の規定により整理中の整備費を減額する収入
		工事負担金	小野・市場産業 拠点整備事業
	企業債		小野・市場産業 拠点整備事業
	他会計借入金	建設改良企業債	
	その他企業債		
基金借入金	建設改良借入金		
	その他借入金		

繰延収益		建設改良借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
		その他借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
	一時借入金	一時借入金		
	リース債務	リース債務		
	未払金	営業未払金		「(款) 小野・市場産業拠点整備事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税		
		その他未払金		上記以外の未払金
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
		預り有価証券		
		仮受消費税及び地方消費税		
		その他流動負債		上記以外の流動負債
	長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	
		国庫補助金	小野・市場産業拠点整備事業	
		工事負担金	小野・市場産業拠点整備事業	

		受贈財産	小野・市場産業 拠点整備事業	
		寄付金	小野・市場産業 拠点整備事業	
		その他長期前 受金	小野・市場産業 拠点整備事業	

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

別表第8資本勘定の部剰余金の款利益剰余金の項中「企業法第32条第1項及び企業法施行令第24条第1項の規定により」を削り、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。